

質問に対する回答書

件名：総合行政ネットワーク (LGWAN) における兵庫県薬事台帳システム及びホスティングサービス等利用契約

番号	資料名	ページ等	質問内容	回答
1	兵庫県 薬事台帳 システム 業務仕様 書	P4～ Ⅱ 一般事項 – 1 納入 – (5) 作業範囲 [機器及びソフト ウェアの保 守]	「契約期間中に、システム処理の基本となる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法等の関係法令の一部改正に伴いシステムを変更しなければならない場合のシステム変更に必要な経費は、保守経費に含まれること。」 とありますが、補助金・交付金等が伴うような対応や、システムの根幹を大幅に改修するような対応が必要となった場合のシステム改修経費は、別途協議させていただく認識でよろしいでしょうか？	原則、システム処理の基本となる医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法等の関係法令の一部改正に伴うシステム変更に必要な経費は保守管理に含まれます。 ただし、質問にある「補助金・交付金等が伴うような対応」及び「システムの根幹を大幅に改修するような対応」がいずれも、現在、公布されていない上記法改正で、保守管理の延長線上で実施できないような大幅な改修であった場合は別途協議に応じます。